



教えて!
Q&A
消費生活

～整体院の回数券解約～

Q

ネットで知った整体院に行ったところ、定期的な通院を勧められ10回分の料金で11回通える回数券を購入した。しかし、1回受けたが効果が感じられないため残りの回数分の解約を求めたが、返金不可と説明された。どうしたらよいか？

A

一般的に回数券の解約（返金）には法的規制はなく、原則として整体院側の規約に沿う事になります。規約等は回数券や配布された書面に記載されていなくても、店舗内やHP等に掲示されていれば有効となる場合があります。中には購入の前に同意書に署名を求める店もあります。

上記相談がこれらに当てはまる場合、一般的に返金は難しくなります。

購入前に、施術内容・回数・有効期限・料金・解約時の払い戻しの可否等をしっかりと確認し、慎重に検討しましょう。